# 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質

(平成18年4月20日現在)

### 1. 基本的な考え方

のリストについて

食品安全行政にリスク分析が導入され、科学に基づいた行政の推進が課題となっており、農林水産省は、食品の安全性に関するリスク管理の標準的な作業手順(危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、優先度の検討、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等)を記述した「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」(平成17年8月25日公表。以下「標準手順書」という。)を作成した。

これに基づき、収集した食品安全に関わる情報や消費者、食品事業者など 関係者の意見をもとに、今後農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有 害化学物質を選定した。

#### 2. 対象とする危害要因の分類

- (1) リスク管理を実施する対象として、現時点における科学的知見に基づいて、「食品安全の確保」を主眼としつつ、「関係者の関心」、「国際的動向」を考慮に入れた上で、別途定める基準(別紙)により、<u>農林水産省の所</u>掌範囲でリスク管理が実施できるものを選定した。
- (2) 対象とする危害要因は、以下のような区分に分類する。
  - 〇 リスク管理を継続するため、直ちに、含有量実態調査、リスク低減技 術の開発等を行う必要のある危害要因
  - O 1) リスク管理を継続する必要があるかを決定するため、危害要因 の毒性や含有の可能性等の関連情報を収集する必要がある危害要 因
    - 2) 既にリスク管理措置を実施している危害要因
- (3) リスク管理検討会の場で、技術的な知見を含めて意見を求め、必要に応じてリスク管理に反映させる。

- 3. 優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト
- 〇 リスク管理を継続するため、直ちに、含有量実態調査、リスク低減技術の 開発等を行う必要のある危害要因
  - (1) 一次産品に含まれる危害要因

(環境中に存在する危害要因)

ヒ素、カドミウム、メチル水銀、ダイオキシン類(コプラナーPCB 含む) *(かび毒)* 

アフラトキシン、デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、 オクラトキシン A、パツリン

- (2) 調理、加工などで生成する危害要因 アクリルアミド、多環芳香族炭化水素(PAH)、 クロロプロパノール類(3-MCPD、1.3-DCP)
- リスク管理を継続する必要があるかを決定するため、危害要因の毒性や含 有の可能性等の関連情報を収集する必要がある危害要因、または既にリスク 管理措置を実施している危害要因
  - (1) 一次産品に含まれる危害要因

(環境中に存在する危害要因)

鉛、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)

(かび毒)

フモニシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ゼアラレノン

(その他)

硝酸性窒素、麻痺性貝毒、下痢性貝毒、残留農薬

(2) 調理、加工などで生成する危害要因 フラン、トランス脂肪酸

#### 4. 留意事項

- (1)農林水産省で既にリスク管理に取り組んでいる有害化学物質についても、 「標準手順書」に基づき整理し、分類した。
- (2)優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質の分類については、随時見 直しを行う。
- (3) 日本人に対する健康上の影響が無視できるほど小さいことが判明した場合、当面リスク管理の対象から除く。

#### 農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討基準

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害化学物質を分類する。

- (1) 食品安全を確保する観点(リスクベース)
  - 1) 危害要因の毒性
    - H:耐容摂取量(TDI等)が小さく、不可逆的な影響がある。
    - M:耐容摂取量は小さいが、影響は可逆的である。 耐容摂取量は大きいが、不可逆的な影響がある。 現時点で、十分な情報がない場合。
    - L:耐容摂取量が大きく、可逆的な影響がある。
  - 2) 危害要因の含有実態
    - H:農林水産物/食品中の含有濃度が高い。
    - M:農林水産物/食品中の含有濃度が中程度。 現時点で、十分な情報がない場合。
    - L:農林水産物/食品中の含有濃度が低い。
  - 3) 暴露(危害要因の摂取量)の推定
    - H:経口摂取量が多い(摂取量が特に多い農林水産物/食品に当該危害要因が含まれる場合など)。
    - M:経口摂取量が中程度(当該危害要因を含有する農林水産物/食品の種類は少ないが摂取量は多い場合や、当該危害要因を含有する農林水産物/食品の種類は多いが、摂取量の合計は少ない場合など)。 現時点で、十分な情報がない場合。
    - L:経口摂取量が少ない(例えば、耐容摂取量の100分の1以下)。

## (2)関係者の関心度

- 食品の基準値の遵守状況に関する国民の関心。
- O リスクコミュニケーション等を通じた要請。
  - H: 非常に関心がある。
  - M:関心がある。
  - L:あまり関心がない。

#### (3) 国際的動向

- 〇 コーデックス食品添加物汚染物質部会(CCFAC)における行動規範や基準値作成の検討。
- FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)におけるリスク評価の検討。
- 海外におけるサーベイランスやリスク管理の取組状況
  - H:国際機関で既に取り扱われていたり、何らかの決断がなされている。
  - M:一部の国・地域で既に取り扱われていたり、何らかの決断がなされている。
  - L:国際的な規模で取り扱われたことがない。